

## 第1問

本年4月25日にJR福知山線で脱線事故が起こり、多数の死傷者が出た。この事故をめぐっては、福知山線を運行するJR西日本の責任やその企業体質が問題にされたことに加えて、事故を報道するマス・メディアの姿勢に関しても、様々な議論が巻き起こった。文章は、このJR福知山線脱線事故のマス・メディアによる報道のあり方について論じた、本年5月29日の朝日新聞大阪本社版の記事である。この記事を読んで、次の2つの問いに答えなさい。

問1 朝日新聞大阪本社写真センターの杉本康弘は、「血まみれでうずくまる人、倒れている友人に懸命に呼びかける若い女性」を、「『けが人を運ぶのを手伝って』という声を何度も聞いたが、悩みつつ撮り続けた」という。杉本がけが人の救助よりも写真撮影を優先させたことは、どのような理由によって正当化されるであろうか。杉本の行為に対して寄せられる可能性のある非難を予想したうえで、その予想される非難に反論しつつ、杉本の行為を400字以内で弁明しなさい。(配点=15点)

問2 朝日新聞大阪本社社会部長の大西信治は、「遺族の生の声」を聞くことと、事件・事故の被害者の実名を報道することの重要性を強調している。この大西の主張に対して、「マス・メディアは『遺族の生の声』を聞くことに執心すべきではないし、事件・事故の被害者の実名報道は控えるべきである」という立場から反論するとするならば、どのような反論が可能であろうか。後者の立場こそが正当であり、大西の立場は不当であることを根拠づけることのできる理由を十分に示して、800字以内で反論しなさい。(配点=25点)

## 文章

兵庫県尼崎市のJR宝塚線(福知山線)の脱線事故は、107人が亡くなる大惨事となった。二度とこんな事故を繰り返してはならないという思いのもと、メディアは原因究明や責任追及のための取材を続けると同時に、遺族・被害者の悲しみや痛み、無念を伝えることに力を注いだ。だが遺族・被害者への配慮と報道機関の使命のはざま、記者は悩まざるを得なかった。

4月25日朝。携帯電話で、一斉メールで、多くの記者が呼び出され、事故現場へと向かった。

朝日新聞大阪本社写真センターの杉本康弘(30)が目にしたのは、あまりにも悲惨な光景だった。血まみれでうずくまる人、倒れている友人に懸命に呼びかける若い女性。「けが人を運ぶのを手伝って」という声を何度も聞いたが、悩みつつ撮り続けた。

本社には、衝撃的な映像が多数送信された。当事者なら二度と思い出したくない場面だろう。しかし、乗客がその場で感じたであろう恐怖、安堵(あんど)といった思いを伝え、事故の異常性を読者も考えてほしい。写真センターのデスクは「顔が特定されないか」などを配慮しながら写真を選んだ。杉本の写真も、夕刊のグラフ面に掲載された。その1枚が、わずかでも事故の再発防止の一助になれば、と願う。

時間を追うごとに犠牲者の数は増えた。現場を管内に持つ阪神支局、神戸総局、大阪本社だけでなく、各地の総局や名古屋本社からも、続々と応援の記者が投入された。

25 日夕。肉親と連絡のとれない人たちが、遺体安置所になった尼崎市記念公園総合体育館に集まっていた。報道関係者の立ち入りは禁じられた。

100 人ほどの報道陣は犠牲者の情報を得ようと、出てきた人に片っ端から声をかけた。20～30 人の記者が 1 人を取り囲む。記者同士が「押すな」とつかみ合いになり、警官が止めに入ることもあった。

広島総局から応援取材に来た小林未来(23)は、自分の親が事故に巻き込まれていたら、と何度も考えた。遺族の口が重いのは当然だ。どう声をかけていいかわからなかった、と振り返る。

徳島総局の小椋文智(24)は犠牲者の関係者とみられた男女 2 人に話しかけた。男性が「おまえらそれでも人間か」と怒鳴った。女性は顔を覆った。「すみません」としか言えなかった。

やがて、事故現場の献花台にも、犠牲者の関係者らが訪れるようになった。そこでも一人ひとりに 10 人以上が食い下がる。「他社が取材したら取材しないわけにはいかない」。阪神支局の伊藤秀樹(28)は疑問を感じつつ、輪に加わった。

#### メディアスクラム、課題も

警察や JR には、遺族から苦情も寄せられた。「メディアスクラムになりそうな状態になっている」との連絡を受け、27 日午後、神戸に拠点を置く新聞、通信、放送でつくる「兵庫県編集部会」(13 社)は「遺族感情に思いをはせて、節度を持った取材を心がける」と申し合わせた。在阪報道機関 8 社の報道責任者も、同様の申し合わせをした。

107 人ものが日常を奪われた悲劇を正確に伝えたい。どんな人だったか。記者たちは遺族や知人を訪ね、故人の話を知るとともに顔写真をお借りしたいと、求めた。

だが、多くの遺族は拒んだ。「そっとしておいてほしい」「迷惑だ」。4 月に全面施行された個人情報保護法の影響も大きかった。学校や勤務先などで、同法を理由に情報提供を拒否したところが少なくなかった。

神戸総局の成崇(28)が取材した中には、「記事になることで息子も浮かばれる」と、協力的な母親もいた。だが、訪ねるたび戸惑いが見られるようになった。新聞、テレビ、週刊誌。限られた遺族に各社の取材が集中する。母親は体調を崩してしまった。

朝日新聞は 5 月 1 日付朝刊の特設面で、亡くなった人たちの名前と、取材できた範囲での簡単なプロフィール、計 68 人分の顔写真を掲載した。

#### 「徹底的に向き合いたい」

神戸総局の浅倉拓也(33)は、娘を亡くした父親からようやく話を聞けることになった。家族のスナップ写真で埋め尽くされた祭壇に通されて初めて、事故の重さを実感した気がした。父親は「二度と事故を起こさぬよう日本中で安全点検の徹底を」と訴えた。「その思いを伝えるためにも、お嬢さんのことを書かせてほしい」と頼み、了承を得た。

記事では父親の訴えは削られ、娘のエピソードだけが紹介された。父親から「失望した」と言われた。「娘の死を無駄にしてほしくない」という父親の主張は後日、手記の形で掲載された。

この 4 月に入社したばかりの高松総局の笹井継夫(24)は、ある遺族から「一生懸命生

きた人たちの命が奪われたことをしっかり伝えてほしい」と言われた。遺族の期待を無にしないためにも、徹底的に向き合おう。笹井はそう考える。

社会部の吉野太一郎（32）は、拒否されるよりも、遺族に話を聞くつらさを感じた。故人の思い出を聞くうち互いに言葉を失い、黙ってしまったことが何度もある。「理不尽な事故の実態を多くの人に知らせなければ」と改めて思った。

事故で妻を亡くした男性は「今はつらい期間なので配慮してほしい。でも今後、遺族がいろんなことを社会に訴える際、報道は大事なパイプになる」と言う。

事故から1カ月が過ぎた。今も取材は続けられている。

死者4人の氏名、警察発表せず / 本社は原則実名

兵庫県警は死者107人のうち、4人の氏名を匿名で発表した。「遺族の了解を得られない」（県民広報課）との理由からだ。

県警は、事故発生直後から死者の性別、何番目の死者に当たるのかの2点を発表。その後、身元確認ができた死者については順次、実名と年齢、住所を明らかにしてきたが、事故の翌26日～28日に身元確認できた4人については氏名を明かさず、住所は市と区名のみを発表した。

県警は「遺族に2回にわたって確認した。匿名は遺族感情に配慮した結果」と説明。一方、県警記者クラブは、事故の重大性のほか「匿名にされると事実かどうかを確認できない」などを根拠に、実名での発表を申し入れている。

朝日新聞は事故の犠牲者の実名報道を原則としている。ただし一度報道した後、遺族から要望があった場合は、死亡の事実がすでに報じられていることも踏まえ、以後は匿名とした。5月1日付特設面の「亡くなられた107人の方々」の名簿では、県警が匿名とした4人を含む5人の名前を伏せた。

報道通じ、無念さ共有 / 朝日新聞大阪本社社会部長・大西信治

報道機関の使命は、何が起き、だれが被害に遭ったか、事実を多角的に報じることだ。遺族取材も、その一環だ。

悲しみや混乱の中にある被害者や遺族の取材はつらい。だが、遺族の生の声を聞き、共感することなしに、記事は書けない。その無念さ、思いを報道を通じて社会が共有することが、悲惨な事故や事件の再発を防ぐ第一歩になる。

今回、犠牲者名簿を掲載するにあたって、強い匿名希望があれば、理由や事情を確認し、意向に沿うよう配慮した。偶然巻き込まれた事故であり、遺族に強い意向があれば、考慮しなければならないと判断した。

しかし、朝日新聞は本来、事件・事故での実名報道を原則としている。名前は人格の基礎であり、事実を報じるうえで、最も基本的な情報だからだ。事故や災害時の安否情報の公益性は極めて高い。個人情報保護法が例外規定を設けているのも、その観点からだ。

犠牲者の顔写真は可能な限り掲載した。一方で「なぜ必要なのか」などの疑問や、掲載に対する抗議も寄せられた。顔写真は、プロフィールを表す貴重な情報であり、生きた証しだ。それを紙面に記したいとの思いから、提供をお願いした。

遺族感情やプライバシーに配慮し、取材の集中による被害が起きないように、現場に徹底し、事故発生3日目に、兵庫県、大阪府の報道責任者の間で節度ある報道を申し合わせた。

しかし、報道機関が多く集まる現場や遺体安置所などの取材では、反省すべき点もあった。取材をどうルール化するか、重い課題だ。

愛する人を突然奪われる悲劇を繰り返さないために、この事故を、書き継いでいかなければならない。

(注)「メディアスクラム」とは、大きな事件や事故などの取材の際に、被害者や容疑者等の当事者やその家族などの関係者、さらには周辺の住民にマス・メディアが多数殺到したり、執拗な取材を繰り返すことによって、それらの者のプライバシーが侵されたり、日常生活がさまたげられるなどの事態が引き起こされることをいう。

## 第2問

文章（阿部浩己『人権の国際化 国際人権法の挑戦』現代人文社・1998年より一部抜粋）を読んで、次の3つの問いに答えなさい。

問1 下線部(1)の「『自由』という名による『不自由』の増大」という著者の主張に対して反論するとすれば、どのような反論が可能か。400字以内で述べなさい。

（配点 = 20点）

問2 下線部(2)において、著者は、「規範の実質化には、各国の司法府と社会権の間の距離を効果的に縮めることがきわめて重要である。」と述べているが、著者の主張する社会権の実現のための司法的手法とはどのようなものか。300字以内で説明しなさい。

（配点 = 15点）

問3 問2で説明した著者の主張する社会権の実現のための司法的手法に対して、あなた自身はどのように考えるか。賛成または反対のいずれかの立場から600字以内で論じなさい。

（配点 = 25点）

## 文章

・・・「自由化」への潮流は、圧倒的な影響力を誇る世界銀行や国際通貨基金（IMF）の間断なき唱導も得て、いまや、抗しきれぬ世界大の勢いになっている。むしろ、「自由化」の軌跡を描いているのは、市場であり経済活動である。問題は、その市場の自由化が、人間の日々の営みへの影響にあまりに無頓着なことである。現今の市場経済の拡充は、皮肉なことに、多くの「不自由」を生み落としていく。ここでいう「不自由」とは人間の不自由にほかならない。「商品化」というべきかもしれない。全一的な人間の存在を、市場というプリズムを通じて商品化すること。そこに、不自由の源があり、実体がある。

「自由」という名による「不自由」の増大<sup>(1)</sup>。この時代の支配的風景は、そう表現できる。・・・

・・・

市場自由化の波は、この10年ほどの間に急激に速度を増し、先鋭化の位相を強めている。いまや世界の共通語にもなった感のある「グローバルゼーション」という言葉が指し示すのは、まさにこの10年ほどの間に顕在化した市場現象であることが多い。そのグローバルゼーションを理論的に支えてきたのは新自由主義といってよいが、この思想は、現実世界における徹底した経済合理性あるいは経済効率の追求を正当化する。市場メカニズムに信頼を託すという意味ではアダム・スミスの自由主義と変わらないようにみえるものの、『国富論』に先立って『道徳感情論』を著していたスミスが公共的側面への配慮を欠かさず、豊かな人間像を念頭においていたのとは違って、新自由主義はあくまで合理的な人間の活動を前提にして、市場における競争に絶対的な価値をおく。だからこそ、むき出しの暴力にも等しい市場の営みですら、この思想の下では是認されることになる。

新自由主義によって主導される市場原理の追求が人間の不自由化をもたらしている事態を前にして、倫理的、道義的視点を踏まえた立場から少なからぬ異議申立がなされている。

だが残念なことに、そうした主張に対する政策決定エリートの対応はひどく冷淡である。ある論者のように、政策決定者が倫理的・道義的要素を斟酌するのは、それが政治的・経済的便宜にかなう場合だけなのかもしれない。たしかに、人間の健康や生存は、いずれの国においても最も重要な社会的価値と位置づけられているはずなのに、現実の政策策定の段になると、容易に脇に追いやられてしまっているのが実情である。グローバリゼーションの渦のなかで生き残りをかける各国の支配エリートにとって、そうした価値の斟酌は、政治的あるいは経済的に「割の合わぬ」ことなのであろう。

しかしながら、そうしたいわば人間優先の価値は、いまでは、ひとり倫理・道義上の価値にとどまるものではない。あるいは、経済学上の議論にとどまるわけでもない。それは、法の領域で、肅然と権利として謳い上げられるにも至っている。この点で、本稿では、今年半世紀を迎えた世界人権宣言と、日本を含む世界 130 余の国について効力を有する「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(以下、社会権規約と略称)の存在にとくに注意を喚起したい。各国は、これらの文書の規定する労働の権利、公正な労働への権利、労働基本権、社会保障権、家族の保護、適切な食糧・衣料・居住への権利、健康を享受する権利、教育への権利、文化的生活に参加する権利、といった諸権利の完全な実現に向けて必要な行動をとることを法的に強く期待されている。国際法上の条約である社会権規約の締約国は、その実現をまぎれもなく法的義務として約束しているのである。

グローバリゼーションのもたらす人間生活への影響は、法の問題としても語りうるのであり、また、語られなくてはならない。「私たちは、本件の底流にある社会的、人道的その他非法的性格のさまざまな考慮に留意しないわけでも、気づかないわけでもない。しかし、それらは政治の領域の問題であって、法の領域の問題ではない」。かつて、南西アフリカ事件(先決的抗弁)[注 1962年の国際司法裁判所の判決]において共同でそうした反対意見を表明した2人の判事の論法にならって議論を回避することは、法律学者、とりわけ国際人権法学者には許されまい。

それ以上に、問題を権利のかたちで定式化することは、政策決定者の判断にとって重大な意味をもつことを見逃してはならない。「権利が問題になると、人々の語り口が違ってくる。そして、世界も変わる」という発言は、いささか希望的にすぎるかもしれないが、それでもなお権利のもつ重みを巧みに物語っている。社会的価値は、権利として類型化されることにより、優先的地位を獲得する。権利性を付与されることにより、その価値は、社会的資源の配分や国家の強制力行使に際し、特別の優先順位を享受するのである。ロナルド・ドゥオーキンの言葉を借りれば、「切り札(trump card)」としての力を取得するわけである。当然に、政策決定者も相応の拘束を受けることになる。ことに、社会権規約の締約国の場合には、社会権として具体化された人間的価値の実現を実定法上の義務としてはっきりと引き受けているのだから、政治的・経済的便宜を理由にそれを怠ることはもはや許されるものではない。のみならず、社会権規約の前文がいうように人権が人間の固有の尊厳に由来するものであるならば、政策の立案にあたって「最大多数の最大幸福」をめざす功利主義的思考や、人間生活への想像力を欠いた新自由主義的市場原理の無条件の採用も、必然的に拒絶されなくてはならないことになる。

社会権と誠実に向き合うことで、その可能性を切り開いていくことができる。社会権を語ることは、国際法学という「閉ざされた」制度的知のなかの営みにとどまらず、市場の暴力から人間の尊厳を守る「開かれた」知的・実践的な営みの様相を濃厚に帯びる。市場

の拡大が「上からのグローバリゼーション (top down globalization)」だとすれば、人間の生存や健康を守る営みは、これに下から抗うものである。そのような営みを求める声は、市場の拡大と軌を一にして世界規模で高まっている。上からのグローバリゼーションに対し、「下からのグローバリゼーション (bottom up globalization)」と呼ぶべき現象が顕現している。市民社会によって担われるその「下からのグローバリゼーション」を強力に擁護しうる法的枠組みこそ、国際人権法、とりわけ社会権規約である。

もっとも、社会権規約が時代の「対抗思潮」たりうるほどの実質を備え始めたのは、ようやく最近になってからである。それだけに、社会権にはいまだ「未知」の部分が多々残されている。しかしそうだからこそ逆に、この権利について知り、語る機会を意識的に増やしていくべきである。

....

国際人権法は、第2次大戦後に本格的な歩みを開始して以来、人権規範を市民的・政治的権利（自由権）と経済的・社会的・文化的権利（社会権）とに二分する営みを重ねてきた。それを象徴するのは国際人権規約の存在だが、その起草過程においてそうであったように、「人権二分論」を正当化してきたのは、権利の性質や実施措置の違いを照射する論理であり、自由権と違って社会権の実現には特別の財政的負担が伴うという論理であった。こうして二分された人権は、国際社会の特殊な政治力学の作用を受け、今日に至るまで相互の関係を激しく変動させてきた。

西欧諸国が圧倒的な優位を占めていた国連成立当初、重きをおかれていたのは自由権であった。規範の配列や規定内容からして、世界人権宣言が社会権の実現に十分に配慮した文書として生み出されなかったことは明白である。国際人権規約の起草過程では、条約化の対象を自由権に絞り込み、社会権を実定法の領域から放逐しようとする主張も顕在化した。

ところが、60年代に入ると、発展途上国が国連で多数を占めるようになったことから形勢が逆転する。比重が社会権に移行したことは、68年の第1回世界人権会議・テヘラン宣言13項の次の規定からもはっきりと窺える。「経済的、社会的および文化的権利の享受なしには、市民的小および政治的権利の完全な実現は不可能である。人権の実施における永続的な進歩の達成は、経済的および社会的発展に関する、健全で実効的な国内的小および国際的政策に依存する」。1977年の「人権および基本的自由の効果的な享受を改善するための国連体制内における新しいアプローチと手段」と題する国連総会決議 32/130 でも、同様に社会権優位の認識が明示されている。

経済発展の促進、あるいは不公正な国際経済秩序の是正といった政治課題がこうした新たなアプローチを強く動機づけていたことは、つとに指摘されているとおりである。その論にさらに付言すれば、社会権の重視が「強い国家機構」の建設をめざす多数派国家群の政治的利益に合致するものであったことも見落としてはならない。いまとなればやや「牧歌的」な観もあるが、社会権の実現には国家の行動が不可欠とされ、そのためにも国家権力の強化が欠かせない、という認識が共有された。社会権は、国家権力の強化に正統性を与える有効な法概念として、社会主義国だけでなく、発展途上国の政治指導者からも強く支持されたのである。

80年代に入ると、社会権の実現に携わる国家の行動を民主的にコントロールする必要性が語られるようになり、こうして2つの人権類型の間に均衡関係がもたらされるようにな

った。その証左として、1986年に国連総会で採択された発展の権利宣言6条2項に、次の規定が挿入されている。「すべての人権および基本的自由は、不可分かつ相互依存的である。したがって、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の実施、奨励および保護のために、同等の注意と緊急の考慮が払われるべきである」。さらに、いずれか一方の人権を実現するため他方の人権を否認することは正当化されない、という旨も明らかにされた（前文10段）。1993年に招集された第2回世界人権会議が難産の末に生み落としたウィーン宣言でも、人権の不可分性・相互依存性がコンセンサスで確認されている。

こうした国際人権法過程の変遷を振り返ると、社会権と自由権の絶えざるせめぎ合いのなかで、国際社会が社会権にもそれなりの関心を払ってきたようにみえる。だが、「せめぎ合い」の外皮を剥ぎ取ると、社会権への関心が徹頭徹尾レトリックの域にとどまっていたことをただちに感得できる。「2つの人権」をめぐる長期の攻防の過程で、社会権を具体化する真摯な営みはまったくみられなかったといって過言でない。社会権の権利性は「プログラム」あるいは「願望」といった語のなかに効果的に解消され、その結果、実体を充填された自由権とは対照的に、社会権は限りなく「透明な存在」としての扱いに順服せねばならなかった。

「人権の二分」が実際にもたらしたものは、ヒエラルキーの構築、それも確固たる自由権優位・社会権劣位というヒエラルキーであった。人権の「不可分性」にしても、それが現実化されたとすれば、「人権の実現」の面においてではなく、「人権の蹂躪」の面においてでしかありえなかった。こうした事態を直視して、フィリップ・オルストンは次のようにいう。「経済的、社会的権利が国連の人権活動を支配してきたという向きもあるが、あらゆる重要な指標が指し示しているのは、むしろ、経済的、社会的および文化的権利の相対的軽視と頻繁にみられる絶対的無視という現実である」。オルストンは、とくに国連での決議の数や審議の実質、事実調査の実態、アドバイザー・サービスの焦点、研究や広報活動のテーマなどに言及し、そのどれひとつをとっても社会権が実際には軽視され、無視され続けていると喝破した。

社会権への冷淡なまなざしは、冷戦後、社会主義の崩壊と市場原理の浸透によりさらに仮借なきものになっている。国連差別防止・少数者保護小委員会（人権小委員会）で社会権の実現に関する研究を担当したダニロ・トゥルクが的確に述べているように、冷戦の終結に後押しされて一気に世界を席卷した市場の重圧により、「経済的および社会的権利に対する各国の従前の関心はほぼ完全に消失し、国際的なフォーラムにおいてこれらの権利への政治的支援は相当程度縮減する」に至った。「冷戦後の変化が、市民のおよび政治的権利を優先する人権の階層化をさらに推し進めたことは明らかである」。

マリオ・ゴメスは、こうした社会権の劣位性（「透明性」）を支えてきた要因を、次のように分析する。第1、人権論一般が市民的・政治的自由を重視する伝統的な自然権思想に強い影響を受けてきた。第2、社会権をきちんと権利として定式化する国内法がほとんど存在しなかった。第3、法律家やNGOの関心が薄く、規範内容が明確化されないままにおかれた。第4、社会権の十全な実現には、時に非訟アプローチの開発が不可欠なのに、人権活動を支配する法律家があまりに「裁判」偏重であった。第5、東西冷戦と南北対立が顕在化するなかで、社会権が東と南の主張というかたちで過度に「政治化」された。第6、国内はもとより、国際的にも、社会権の履行を監視すべき機関がひどく脆弱であった。

いずれも妥当と思うが、なかでも東西冷戦の及ぼした「弊害」は特筆に値するのではな



いか。本来1つの文書として誕生してしかるべき国際人権規約が2つに分かれて生み落とされたのも、論理の帰結というより、政治的文脈のなせるわざであったとみるほうが実態に即している。国際人権規約が2つに切断されたことにより「人権の二分」という図式も決定的なものになったのである。もとより、欧米の立法者や裁判官、法律家、NGOが一貫して社会権から距離をおいてきた背景に、冷戦という特殊な政治的文脈が影を落としていたことはいうまでもない。むろん、社会権規約がこの世に生を享けたのは、ソ連を中心とする社会主義諸国の支援あればこそであった。だが、ソ連は、社会権規約に強力な国際的実施措置が備わることには強く抵抗した。だからこそ、社会権規約には、自由権規約に比べ、あまりにも脆弱な履行監視の仕組みしか備えられなかった。それが、国際的次元における規範の明確化を著しく阻害することにもなっていくのである。社会権規約は冷戦という政治的文脈がなければ誕生しなかったかもしれない。けれども、まさしく冷戦のゆえに、「透明な存在」へとその地位を貶められていったのである。

....

社会権の実現には財政的裏づけが必要だ。しかし、それだけのお金はいまはない。だから、その実現は不可能だ。社会権は、こうした単純な三段論法の「餌食」になることが多かった。政策決定者だけでなく法律家のなかにも、社会権をこのように「牧歌的」に捉える者が少なくないようである。しかし、財政的負担を必要とするという意味では、自由権であってもそれほど変わりはない。たとえば公正な裁判を受ける権利を実現するには相当な財政的措置が必要だし、真正な選挙を定期的実施し続けるには膨大なお金がまちがいなくかかる。それでも、自由権として分類される人権については、経済的理由をもち出してその実現を不可能であると公言するような政策決定者にはあまりお目にかからない。これは、少なくとも論理のうえで説明がつきにくい事態ではあるまいか。自由権と社会権の本質的異同に関わるこうした疑問を発掘し、発展させられなかったところに、単なる「知的怠慢」に帰せられぬ、時代の特殊な状況圧力を感じ取せずにはいられない。

そうであっただけに、社会権にとって、1980年代の中葉からゴルバチョフのリーダーシップのもとでソ連が国際人権活動に前向きな姿勢をみせ始めたこと、そして1989年に永久に続くと思われた冷戦が終焉をみたことは、重大な意味をもった。むろん、すでに述べたように、冷戦の終焉は市場原理至上主義の台頭を促し、それが社会権の「政治的」地位のいっそうの低下を招いていることは事実である。しかし他方で、思考様式までもを支配する重い政治的足枷が雲散したことにより、社会権の前方には、いままでにない広大な「知的」水平線が開けたこともまた確かである。「透明な存在」から脱却するための本格的な1歩を踏み出す好機を迎えたのである。

....

冷戦の終結によってマーケット・チャンスが広がり、その機会を巧みにとらえた多国籍企業の活動によって、世界全体として富はますます増産されている。経済の「パイ」はこの間、まちがいなく大きくなった。しかしそれは、豊かな国をいっそう豊かに、そしてマーケット・チャンスをとらえた一握りの豊かな者をいっそう豊かに、というかたちの成長である。看過できぬことに、所得の極端な格差はもはや発展途上国の専売特許ではなくなっている。先進国においても、少数の「強者」に富が集積される一方で、国際競争力の強化という名の下に労働者の賃金は削減され、労働条件の絶えざる劣化が促されている。低廉な労働力・環境コストを求めて生産拠点が先進国から流出することで、大量解雇という

事態ももはや例外ではなくなった。

こうした「自由化」の波は、世界各地で文化的・社会的分裂の芽となり、人間生活一般に著しい影響を与え始めている。「分裂」は、民主主義や人権そのものへの挑戦でもある。社会権規約の前文に次のような規定があることを思い起こさなくてはならない。「締約国は、……自由な人間は恐怖および欠乏からの自由を享受する者であるとの理想は、すべての者がその市民的および政治的権利とともに経済的、社会的および文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め[る]」。「分裂」はその条件の創出を明らかに阻害する。さらに11条1項も次のようにいう。「締約国は……相当な生活水準についてのならびに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意にもとづく国際協力がきわめて重要であることを認める」。各国が、こうした権利の完全な実現に向け、必要な行動をとることを法的に約束していることを、あらためて想起すべきである。

市場の自由化は、国家の法的責任を軽減させるものでも免除させるものでもない。市場の暴力から市民を防護する規制措置を緩和したり、あるいはそうした措置をとらないということは、社会権に対する国家の「尊重義務」と「保護義務」の観点から問題視されてしかるべきである。また、経済的、社会的、文化的側面に生じた人間生活の「空洞」を補填することも、「充足の義務」の観点から当然、問題にしよう。健康、教育、食糧、住居、文化、労働などに関わる諸権利を擁護するため、国家が利用可能な手段を最大限用いて行動しているかどうかを精査することは、社会における資源配分のあり方を法の観点から問い直す重要な契機にほかならない。

……

時代の「対抗思潮」として社会権の価値を有効に語り続けるには、なんといっても規範内容にいつその「実」を装填することが不可欠である（むろん、社会権規約そのものの普遍化に向けた営みも欠かすわけにはいかない）。すでに示唆したように、社会権として分類される規範と自由権として分類される規範との間には、子細にみれば質的に決定的な違いがあるわけではない。両者の間に重大な差異があるとすれば、それは、自由権に比べ、社会権があまりに「法的な伝統」を欠いてきたことである。国際人権法の展開は国内法の蓄積に先導されることが少なくないが、社会権の場合は、むしろ社会権規約委員会を中心とする国際的な営みが国内の法行動をリードするという図式になっている。それはとりもなおさず、国内裁判において社会権に光沢を与える判例が少なかったということを意味する。規範の実質化には、各国の司法府と社会権の間の距離を効果的に縮めることがきわめて重要である<sup>(2)</sup>。

社会権が裁判を彩ってこなかった背後には、社会権を裁判から遠ざける強い力学が働いていた。「裁判適合性」あるいは「裁判規範性」という伸縮自在な法概念をもち出すことで、社会権への無関心が司法の場で繰り返し正当化されてきた。曰く、「社会権は裁判になじまない」と。だが、社会権は決して一義的に裁判規範性を欠くわけではない。

裁判規範性は、正当性（裁くべきかどうかという問題）の側面と、制度的権限（裁くことができるのかという問題）の側面とから論ずることができるが、社会権の場合には、両面にまたがって世界的に強い疑義が呈されてきた。次のような認識に、それが集約的に表現されている。「その実現に広範な政策の幅がある社会権の問題は、立法府や行政府によっ

て処せられるが適当である」。だが裁判所は、社会権を扱う場合であっても、決して新たな政策の策定まで求められるわけではあるまい。社会権の実現にはたしかに広範な選択肢がありえようが、裁判所が行っているのは、いったん策定された政策が社会権に適合しているかどうかを審査することであって、それ以上のものではない。つまり、裁判所は、立法府などが行った政策的選択を社会権の立場から審査するにすぎないのであって、自らが新たに政策を作り直すわけではないのである。

むろん、そうした司法の営みが結果的に広範な政策的影響を及ぼすことはありうる。そうした懸念が「司法抑制主義」を導くこともありえよう。しかし、政策的影響ということであれば自由権規範の場合であってもなんら変わらない。迅速な裁判を受ける権利が制度的に侵害されているという連邦最高裁の判断を受けて、オンタリオ州当局が裁判システム拡充のため 2800 万ドルもの新たな財政的負担を強いられたカナダの例をみればよくわかる。裁判規範性の問題が司法のおかれた特定の社会的文脈によって左右されることが確かだとしても、少なくとも社会権が争点になるということのみをもって司法的判断を抑制することに明白な合理性はない。

....

社会権規範の実質化には、「漸進的に」という呪文にいたずらに引きずられることなく、はっきりと違反の認定を行っていくことが重要なように思われる。規範の外延が明確でなくとも、現に生じている脅威に着目することで権利侵害を認定することは不可能でないし、そうした認定の蓄積を通じて規範内容の明確化も漸次促進されていくことになる。社会権規約委員会自体、侵害の認定に踏み込むことを必ずしも回避してきているわけではない。第 2 回世界人権会議での同委員会議長の発言は、自由権違反であればとうてい許されない人権侵害が社会権については容認され続けているとはっきり述べている。政府報告審査後の最終所見においても、「外交的配慮」からつねに明言しているわけではないが、明白な違反認定に等しい表現が随所にみられる。ことに「主要な懸念事項」や「提言および勧告」の項目にそうした表現がちりばめられている。

また、社会権規約委員会は、1990 年から個人通報制度の設置にも意欲をみせ、世界人権会議などの後押しを受けながら起草作業を着実になし遂げた。こうした委員会の姿勢は、社会権規範の具体化に疑いなく貢献していくに相違あるまい。それはまた、社会権規範が裁判適合性・規範性を豊かに備えたものであることを例証する営みにもほかならないであろう。むろん、社会権の実現には司法的手法を超えた、よりダイナミックなアプローチの開発が必要なこともいうまでもない。「法律家的思考」は、社会権実現の一翼を担うにすぎないということも没却してはならぬことである。

....

(注) 文中に一部省略した箇所および表記を変更した箇所がある。